破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２４８号
金沢市北間町ハ30番地、従前の住所金沢市芳斉１丁目４番41号
破産者　奥村　純子
1　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
2　一般調査期日　平成25年10月９日午前11時30分
平成25年７月26日　金沢地方裁判所
平成２５年（フ）第７２号
愛知県豊橋市東小鷹野４丁目１番地の５
破産者　藤井　和彦
1　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
2　一般調査期日　平成25年10月21日午前10時15分
平成25年７月29日
名古屋地方裁判所豊橋支部
平成２４年（フ）第１２０６号
京都市北区紫野下鳥田町58番地
破産者　水島　利昌
1　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
2　一般調査期日　平成25年９月25日午前10時20分
平成25年７月29日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第１７５号
埼玉県春日部市備後東４丁目６番14号、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野６丁目12番地17
破産者　山田　雄一
1　破産債権の届出期間　平成25年９月13日まで
2　一般調査期日　平成25年10月18日午前11時45分
平成25年７月26日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１４６０号
福岡県糸島市潤４丁目14番２号、破産手続開始決定時の住所福岡県糸島市二丈吉井3509番地６
破産者　田中　正満
異議申述期間　平成25年９月26日まで
平成25年７月26日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２０５９号
東京都港区南青山３丁目１番30号
清算株式会社　株式会社ビー・アウトレット
代表清算人　中嶋　公明
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１００１号
山形市美畑町11番26号
清算株式会社　イセイ山形販売株式会社
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部
平成２５年（ヒ）第２０１７号
東京都足立区西新井栄町３丁目１番１―805号
清算株式会社　株式会社ツーワン
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部
平成２５年（ヒ）第１１号
東京都清瀬市中里２丁目1408番地５
清算株式会社　株式会社アシスト・ワン
代表清算人　萩原　正道
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件特別清算を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第１００２号
岡山県美作市湯郷581番地の２
清算株式会社　株式会社スバル
代表清算人　大土　弘
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
協定債権（残元金のほか、利息、遅延損害金及び株式会社ススキに対する連帯保証債務を含む。）について、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
ただし、連帯保証人の保証債務については、上記協定債権の免除後も引き続き残存することとする。
以上
岡山地方裁判所津山支部
平成２２年（ヒ）第１００３号
岡山県美作市湯郷538番地の１
清算株式会社　株式会社ススキ
代表清算人　大土　弘
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
協定債権（残元金のほか、利息及び遅延損害金を含む。）について、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
ただし、連帯保証人峯平隆弘及び同峯平滋子の保証債務については、上記協定債権の免除後も引き続き残存することとする。
以上
岡山地方裁判所津山支部

更生計画案提出期間の伸長

平成２５年（ミ）第１号
東京都港区高輪２丁目15番21号
更生会社　小野ホールディングス株式会社
主文　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期を平成25年９月30日と変更する。
平成25年７月25日
東京地方裁判所民事第８部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
横浜市港南区丸山台２丁目39番３号
再生債務者　東洋工業株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年７月26日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（再）第３号
岐阜市柳津町北塚４丁目41番地の３
再生債務者　株式会社エヌエスケイ（開始決定時の商号中村精工株式会社）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年７月26日　岐阜地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第７号
兵庫県西宮市久保町７番18号
再生債務者　株式会社オンリーカーズ（認可決定時株式会社ジー・グッズ）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年７月25日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２１年（再）第８号
兵庫県芦屋市大桝町６番12―302号
再生債務者　松尾　和彦
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年７月25日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２２号
栃木県那須烏山市向田1980番地４
再生債務者　島田　一彦
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月15日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月29日から平成25年９月６日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部